

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得原価が判明しているものについては取得原価、取得原価が不明なものは再調達原価を基礎とした価額で評価しています。ただし、昭和59年以前に取得したものは、取得原価不明なものとして取り扱い、再調達原価を基礎として評価しています。なお、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価額1円としています。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①市場価格のある有価証券等

市場価格のある有価証券については、基準日時点における市場価格により評価しています。

②市場価格がない有価証券等

市場価格のない有価証券等については、出資金額等により評価しています。ただし、実質価格が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価格で計上しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

債券の不能欠損による損失に備えるため、不能欠損の実積率等により回収不能と見込まれる額を計上しています。

②賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込み額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③退職給付引当金

期末自己都合要支給額に、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該団体へ按分される額を加算した額を加算して計上しています。

④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税込方式により処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

平成 28 年度より、現金主義から発生主義に変更しています。

3 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等は、普通会計の対象範囲を対象としています。

③地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(2) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(3) 基礎的財政収支

業務活動収支	2,684,901 千円
支払利息支出	141,239 千円
投資活動支出	△1,799,108 千円
基金積立金支出	176,059 千円
基金取崩収入	<u>△238,483 千円</u>
基礎的財政収支	△964,608 千円